

県南広域振興局長告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年8月23日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡横手線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|------|----------------|------------|
| 和賀郡西和賀町沢内字若畑13地割36番1地先から19地割23番1地先まで | 新 | m 11.8～35.8 | m 978.8 |
| | 旧 | 8.7～15.2 | 978.8 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成23年8月23日から同年9月23日まで